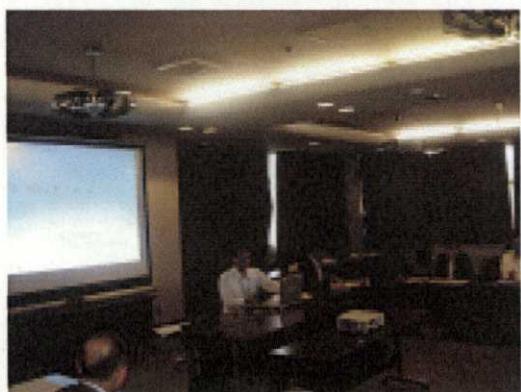
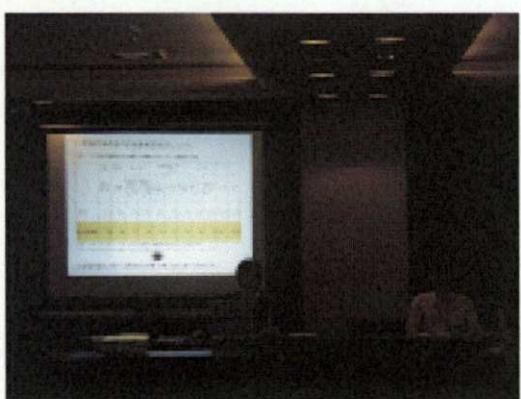


愛媛県庁で開催された平成 24 年度第 1 回社会福祉法人等指導監査に係る特別研修において、指導監査を行う職員に対し労働基準関係法令の説明を行いました



(愛媛県庁での説明)

5月28日（月）に愛媛県庁で開催された平成24年度第1回社会福祉法人等指導監査に係る事務打ち合わせ会において社会福祉施設等を指導監査する職員を対象に社会福祉施設で労働条件のトラブル・労働災害防止のために留意すべき事項の説明を行いました。

社会福祉施設で特に法令違反や相談が多い労働条件の明示・確認、解雇・退職、労働時間、割増賃金、就業規則を中心に説明を行いました。

労働条件の明示・確認では、労働条件通知書の交付義務と採用時における労使双方での労働条件の確認の重要性について説明を行いました。解雇・退職では、労働基準法、労働契約法、民法上の留意点について説明を行いました。労働時間、割増賃金では、賃金不払残業（いわゆるサービス残業）の防止と過重労働による健康障害防止について説明を行いました。就業規則では、就業規則作成・届出義務と周知義務の説明を行いました。

また、近年、社会福祉施設で多発している腰痛、転倒等労働災害の防止対策として4S（整理・整頓・清掃・清潔）についても説明を行いました。

愛媛労働局では、今後も愛媛県と連携し、社会福祉施設に対する労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の法令周知を行ってまいります。